

2020東金・九十九里波乗りハーフマラソン協賛取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「2020東金・九十九里波乗りハーフマラソン」(以下「大会」という。)の協賛取扱に関して、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 協賛とは、大会の趣旨に賛同する法人、その他団体及び個人(以下「法人等」という。)が東金・九十九里波乗りハーフマラソン実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 大会の開催に要する運営資金の提供(1万円以上)
- (2) 大会の開催に要する物品等の提供又は貸与(金銭換算1万円以上)

(協賛の募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、事務局が定める。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を行おうとする法人等は、あらかじめ2020東金・九十九里波乗りハーフマラソン協賛申込書(様式1)を実行委員長に提出するものとする。

2 実行委員会は、協賛申込書の提出があった場合、第8条の各号のいずれにも該当しないと認められるときは、申込を行った法人等(以下「申込者」という。)に対し、お礼状と、運営資金の提供者については請求書を発行するものとする。

3 実行委員会は、協賛を受領した場合は、速やかに申込者に「2020東金・九十九里波乗りハーフマラソン」協賛受領書(様式2)と運営資金の提供者については領収書を発行するものとする。

(協賛金の振込等)

第5条 申込者のうち第2条第1項第1号に規定する協賛を行おうとする場合は、現金又は銀行振込により納付するものとする。

(物品協賛の方法)

第6条 申込者のうち第2条第1項第2号に規定する協賛を行おうとする場合は、実行委員会が指示する方法により、物品等を納付するものとする。

(協賛特典)

第7条 第5条の規定により協賛を行った申込者には、協賛の額に応じて別表1に定める協賛特典を与える。

2 第6条の規定により協賛を行った申込者には、実行委員会が協賛内容を金額に換算した額に応じて、別表1に定める協賛特典を与える。

(協賛申込書の不受理等)

第8条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教等の活動を目的とした団体、若しくは大会を特定の政治、思想又は宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2) 法令又は公序良俗に反する者
- (3) 大会について、品位を傷つけ又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (4) その他実行委員会が不相当と判断した者

(その他)

第9条 本大会がやむを得ない事情により中止となった場合、既に受領した協賛金等は、返還しないものとする。

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年5月30日から施行する。